

■境港市みんなでまちづくり条例（一部抜粋）

（みんなでまちづくり推進会議の設置）

第21条 この条例の実効性を確保するため、かつ、条例自体を状況の変化に的確に対応させていくため、境港市みんなでまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）を設置します。

2 この推進会議の役割は、次に掲げる事項とします。

（1）この条例をより具体的に進めていくための参加と協働のための指針の具体的な内容を検討すること。

（2）促進、参加、支援及び協働についての実施状況を様々な視点から評価を行うこと。

（3）協働事業の提案などに関する審査を行い、意見を提出すること。

（4）この条例を定期的に見直し、改正又は廃止に関する提言を行うこと。

（5）前各号に定めるもののほか、促進、参加、支援及び協働の推進について、必要な事項を検討すること。

3 推進会議は、12人以内の委員で組織し、次の人のうちから市長が委嘱します。

（1）様々な分野における識見を有する人

（2）市内で活動する市民活動団体などが推薦する人

（3）市内に住んでいて、公募に応募した人

4 推進会議の委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 委員は、再任することができます。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、別に定めます。

■境港市みんなでまちづくり条例施行規則（一部抜粋）

（境港市みんなでまちづくり推進会議）

第11条 条例第21条に規定する境港市みんなでまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）に会長と副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。

2 会長は、会務を総括し、推進会議を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

4 推進会議の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となります。

5 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできません。

6 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

7 推進会議の会議は、公開します。ただし、第4条第1項各号の規定に該当する場合は、推進会議に諮って、会議の全部又は一部を非公開とします。

8 推進会議の庶務は、総務部地域振興課において処理します。

9 前各号に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定めます。